

## 対象となる行政サービス

### ◆県におけるサービス ※県内市町村の受領証でも有効

- ① 県営住宅への入居
- ② 県立病院の面会・手術同意等（例：病状等の説明、手術等への同意、看取り、I C U等での面会 等）
- ③ 県農山漁村・女性若者活動支援資金(定住資金のうち結婚資金)

### ◆県内市町村における「共通サービス」 ※県の受領証で有効なもの

大分県の宣誓書受領証を提示することで、県内の18市町村すべての自治体において下記の「共通サービス」が利用対象となります。

【県パートナーシップ宣誓制度により利用対象となる各市町村の「共通サービス」】

	大分市	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	九重町	玖珠町	日出町	姫島村
I 公営住宅への入居	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
II 犯罪被害者見舞金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

### III 公立病院での面会・手術同意等（病状等の説明・手術等への同意・看取り・I C U等での面会 等）

以下の医療機関で面会・手術同意等の際に利用できます。

- ・中津市立中津市民病院
- ・杵築市立山香病院
- ・豊後大野市民病院
- ・国東市民病院